

園芸産地農地確保推進交付金について

県が短期に産地拡大を進める園芸品目の農地を確保するために、優良農用地を機構に貸し付ける出し手と現耕作者に協力金を交付することで、新たな担い手のための農地確保を進めます。

1 交付対象農用地

対象となる品目（ピーマン、高糖度かんしょ、ベリーツ）の農地を確保するための「畑地確保計画」が作成された地区において、利用権を農地中間管理機構に設定した優良農用地で、以下に該当するものが交付の対象になります。

令和4年度については、令和4年4月から令和5年2月までに農用地利用集積計画の公告又は契約変更が終了した農用地が対象です。

- (1) 10年以上の利用権設定がされたもの。
- (2) 「畑地確保計画」に記載された地代による契約。

2 交付対象者

- (1) 地権者向け
交付対象農用地を農地中間管理機構に貸し付けた農地所有者
- (2) 現耕作者向け
交付対象農用地が農地中間管理機構に貸し付けられるまでに耕作していた者
※自作地の場合は「現耕作者向け」のみの交付です。

3 交付単価

- (1) 地権者向け： 3万円/10a
- (2) 現耕作者向け： 10万円/10a

4 注意事項

- (1) 本事業で確保した農用地は一時的に農地中間管理機構が保有・管理し（中間保有）、関係機関が園芸品目の新たな担い手を探して利用権を設定します。
- (2) 10年以内に地権者が「畑地確保計画」に記載された地代以外に変更したり、農用地の返還を求めた場合は交付金の返還対象です。